

入札参加有資格者の皆さまへ

大 阪 市

工事請負契約に係る最低制限価格及び調査基準価格における算定式について

大阪市では、工事請負契約の適正な履行の確保を図るため、地方自治法施行令に基づき、最低制限価格及び低入札価格調査制度における調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）を設定していますが、その範囲及び算定式については、次のとおりです。

詳しくは、「[工事請負に係る最低制限価格設定基準](#)」、「[工事請負に係る低入札価格調査制度運用要領](#)」をご覧ください。

記

1 最低制限価格等の範囲

【令和元年 6 月 30 日開札分まで】 予定価格算出基礎額 $\times 0.7 \sim 0.9 \times A$

【令和元年 7 月 1 日開札分から】 予定価格算出基礎額 $\times 0.75 \sim 0.92 \times A$

2 最低制限価格等の算定式

(1) 土木工事・舗装工事・造園工事・しゅんせつ工事・管更生工事 等

（土木・舗装・造園工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む）

項 目	算 定 式
直 接 工 事 費	本市設計金額の 97%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 90%
+	+
現 場 管 理 費	本市設計金額の 90%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 55%
	} $\times A$

(2) 建築工事 等

（建築工事などに伴う電気工事・給排水衛生冷暖房工事・電気通信工事・諸設備工事等を含む）

項 目	算 定 式
直 接 工 事 費 (直接工事費－現場管理費相当額※)	本市設計金額の 97%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 90%
+	+
現 場 管 理 費 (現場管理費＋現場管理費相当額※)	本市設計金額の 90%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 55%
	} $\times A$

※現場管理費相当額は、直接工事費の 10%とする。

(3) 橋梁・鋼管工事 (A) 鋼桁工事

項 目	算 定 式
直 接 経 費 (工場製作工のうち、材料費・製作費・ 工場塗装費含む)	本市設計金額の 97%
+	+
共 通 仮 設 費 (工場製作工のうち、間接労務費含む)	本市設計金額の 90%
+	+
現 場 管 理 費 (工場製作工のうち、工場管理費含む)	本市設計金額の 90%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 55%

} × A

(4) 諸設備工事 (プラント機械・電気設備)

項 目	算 定 式
直 接 経 費 (機器費※+直接工事費)	本市設計金額の 97%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 90%
+	+
現 場 管 理 費 (現場管理費+据付間接費+設計技術費)	本市設計金額の 90%
+	+
一 般 管 理 費 等 (一般管理費等+機器費の一般管理費等)	本市設計金額の 55%

} × A

※機器費は、修理費含む。また、当該機器製作者の一般管理費等を除く。

(5) 諸設備工事 (クレーン関係)・特殊工事 (防潮鉄扉関係)

項 目	算 定 式
直 接 工 事 費 (直接製作費・直接工事費・電気設備工事の 機器単体費)	本市設計金額の 97%
+	+
共 通 仮 設 費	本市設計金額の 90%
+	+
現 場 管 理 費 (間接製作費・現場管理費・据付間接費・ 設計技術費・電気設備工事の機器間接費)	本市設計金額の 90%
+	+
一 般 管 理 費 等	本市設計金額の 55%

} × A

注 1) 特殊な工事など、上記によらない場合がある。

注 2) Aは、10,000分9,950から10,000分の10,050の範囲内で10,000分の1刻みで機械が無作為に選んだ係数である。